

10月は首都圏放置自転車クリーン
キャンペーン

自転車を公道に放置すると、歩行者の通行に危険を及ぼす、緊急車両の通行を妨げる、渋滞の原因になる、街の美しさを損なうなどの影響があります。1人1人がマナーを守り、駐輪場等を利用しましょう。

また自転車は、法律で防犯登録が義務付けられています。自転車の盗難防止のために防犯登録をしましょう。駐輪するときは鍵を二重にかけるなど、盗難防止を心がけましょう。

OTSマーク制度を知っていますか？

TSマークのある自転車安全整備店で自転車安全整備士が点検・整備し、道路交通法上の普通自転車と確認されると、TSマークが貼られます(貼付の料金は、自転車の点検・整備を受ける料金となります)。TSマークが貼られた自転車には傷害および賠償責任保険が付加されます(有効期限は点検・整備日から1年間)。

☎くらし安心課☎963-9185、HP6160

10月から移動図書館「しらこぼと号」
の巡回場所が増えます

▶日時：原則第1・3木曜日14:40～15:00(祝日、蔵書点検期間等を除く)

▶会場：そんぼの家越谷(宮本町3-78-1)

▶持ち物：図書館利用券(お持ちの方)

☎図書館☎965-2655、HP107021

10月11日(土)は安全・安心なまち
づくりの日 全国地域安全運動

▶期間：10月11日(土)～20日(月)

○自主防犯活動団体の活躍

市内には、自治会やPTAなどで構成された200を超える団体があり、パトロールや見守り活動を行い、犯罪の芽を摘み取っています。

○「ながら見守り」の推奨

「ながら見守り」は、散歩や買い物等、日常生活を送りながら子ども達の安全を見守る活動です。地域に住む大人のまなざしと声かけが、事件や事故の発生を減らすことにつながります。

○ドライブレコーダー見守り協力者の募集

ドライブレコーダーを「動く防犯カメラ」として有効活用し、体感治安の向上と犯罪等の未然防止につなげるため、協力者にステッカーを配付し、地域の見守り活動の充実を図ります。

☎くらし安心課☎963-9185、HP6156

10月は「食品ロス」削減月間 手前
どりとフードドライブにご協力を

食品ロスとは、「まだ食べられるのににもかかわらず捨てられてしまう食品」のことで、市民1人当たり1日約58gの食品ロスが発生しています。市では、食品棚の手前に陳列されているものから購入することを推奨する「手前どり」と呼ばれる取り組みを行っています。

また、家庭で余っている食べ物を地域の福祉団体等に寄付する「フードドライブ」を資源循環推進課、リサイクルプラザ、児童館コスモス・ヒマワリで実施しています。皆さんのご協力をお願いします。

☎資源循環推進課☎963-9181、HP83205

Jアラート(全国瞬時警報システム)
による全国一斉情報伝達試験

▶日時：11月12日(水)11:00ごろ(予備日：12月3日(水))

▶放送内容：「これはJアラートのテストです」(×3回)+「こちらはぼうさいこしがやです」

☎危機管理室☎963-9285、HP61978

外壁等を塗り替える際の色彩の注意

市では、良好な景観形成を図るため「越谷市景観計画」を策定しており、地域・地区ごとに屋根や外壁の色彩基準を定めています。屋根や外壁を塗り替えるときは、色彩基準に沿った塗装色であるか事前にご確認ください。

☎都市計画課☎963-9221、HP10012

10月1日(水)～11月30日(日)
麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの薬物乱用は、健康を害するだけでなく、家族や周りの人にも大きな影響を与えます。覚醒剤や大麻等の薬物の誘いは断りましょう。薬物でお困りの方は一人で悩まずご相談ください。

☎春日部保健所☎048-737-2133、県薬務課☎048-830-3633(8:30～17:15)

野外でごみを燃やさないでください

ごみの野外焼却は法律や条例で禁止されています。ごみを燃やす際のにおいや煙は、近隣の方への迷惑になります。ごみは、市のルールに従い適正に処理してください。

☎環境政策課☎963-9186、HP12958

デジタルアーカイブに古写真や
地図等を追加公開

市所有のさまざまな資料を検索・閲覧できる「越谷市デジタルアーカイブ」に新たに古写真や地図、古文書、地域資料等を追加しました。

☎生涯学習課☎963-9315、HP58339

申請期限延長決定！
越谷市防犯カメラ設置補助金

▶延長後の申請期限：12月26日(金)まで

▶対象：市内店舗等で防犯カメラを購入する予定があり、次の①・②のいずれかに該当する方。①市内在住で、自宅に設置する防犯カメラを購入予定 ②集会所等に設置する防犯カメラを購入予定の自治会。抽選の場合あり

▶補助金額：対象経費の2分の1(限度額あり)

▶申込み：電子申請、郵送(消印有効)、窓口。予算に達しだい終了

*購入および設置後の申請不可

☎くらし安心課(本庁舎3階)☎963-9185、HP98796

第12回特別弔慰金の請求

▶請求期間：令和10年3月31日まで

▶対象：令和7年4月1日現在、年金給付等の受給権者がいない、先順位の戦没者等遺族(1人)

☎福祉総務課☎963-9320、HP8441

本人通知制度をご利用ください

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍証明書等を本人以外の第三者に交付した場合に、その事実を文書でお知らせする制度です。この制度により、ご自身の情報を守るほか、不正取得を行いにくすることができます。

▶対象：越谷市に住民登録している方、本籍地が越谷市にある方

▶必要書類：本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)。代理の方が来庁する場合のみ、申請者本人が署名した委任状(未成年の方の申請は、法定代理人であれば委任状は不要)

▶申込み：市民課、北部・南部出張所窓口へ。郵送申請を希望する方は事前に電話で下記へ

*法令に基づき正当な理由がある場合、第三者からの請求でも住民票の写し等を交付することがあります

☎市民課(本庁舎1階)☎963-9126、HP10210

令和6年度情報公開制度・個人情報保護制度の
実施状況をお知らせします

●情報公開制度(公文書公開請求の件数および処理状況)

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況(単位：件)			
			公開	部分公開	非公開	取下げ
市長	165	226	84	111	20	11
消防長	3	4	0	2	2	0
教育委員会	11	15	6	8	1	0
監査委員	1	1	0	0	1	0
合計	180	246	90	121	24	11

*1件の請求に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しないことがあります

*詳しくは、行政資料コーナー(エントランス棟2階)または市ホームページを参照 ☎総務課☎963-9136、HP11369

●個人情報保護制度(保有個人情報開示請求の件数および処理状況)

訂正等の請求はありませんでした。

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況(単位：件)			
			開示	部分開示	不開示	取下げ
市長	25	40	19	16	4	1
消防長	5	6	1	4	1	0
教育委員会	4	9	7	1	1	0
公平委員会	1	1	1	0	0	0
合計	35	56	28	21	6	1

●審査請求

公開請求や開示請求等に対する決定に不服がある場合は、審査請求をすることができます。令和6年度は、審査請求はありませんでした。